

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人矢吹救護院天風寮（以下、「法人」という。）役員及び評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 理事長及び理事及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
2 理事及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けた法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても報酬はこれを支払わないものとする。
2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第 6 条 苦情解決第三者委員が、法人及び施設に係る苦情解決の業務にあたった場合は、別表 2 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第 7 条 評議員選任・解任委員が、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表 2 により 1 日分の報酬を支払うことができる。
2 評議員選任・解任委員会開催日に、監事が理事会及び評議員会等に出席した場合は、報酬はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

第 8 条 役員等が、法人業務のため出張する場合には、当法人の旅費規程を準用するものとする。

(適用除外)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(報酬等の総額)

第 11 条 役員等の各年度の報酬等の総額は、1人あたり 100,000 円を超えない範囲とする。

2 理事長については、500,000 円を超えない範囲とする。

附 則

1、この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2、平成 7 年 4 月 1 日より実施の役員及び評議員の旅費に関する規則は、これを廃止する。

3、この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部改正し、同日施行する。

別表1（日額）

名 称	報酬額
理事長出席報酬等 (理事会・評議員会)	8, 000円
監事出席報酬等 (理事会・評議員会)	8, 000円
理事出席報酬等 (理事会・評議員会)	8, 000円
評議員出席報酬等 (理事会・評議員会)	8, 000円

別表2（日額）

名 称	報酬額
理事長業務等	8, 000円
理事及び評議員業務等	8, 000円
監事監査指導業務等	8, 000円
苦情解決第三者委員業務等	8, 000円
評議員選任・解任委員業務等	8, 000円